

令和7年度魅力創出版売会開催業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度魅力創出版売会開催業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月16日まで

3 業務目的

県内の食産業関連事業者等のうち、小規模事業者等を対象とした販売会を開催することにより、事業者の販売力強化と商品の認知度向上を図る。また、販売会の参加を通じて、事業者が消費者ニーズ・商品課題等を把握し、今後の販売戦略や商品改善等に活用することで、県産品の商品価値向上を推進するもの。

※ 本業務における小規模事業者等とは、まだ広く認知されていないが、個性・魅力ある商品等を製造・販売する事業者等で、小ロット生産により対外的な販路が限定されていたり、各種催事等への出店経験が少ないが、自社商品の認知度向上や販路拡大、商品改善等に対し、意欲の高い事業者を想定している。

4 業務内容

県内の主要交通拠点であり、県内外の人流の多い仙台駅において、宮城県産品の魅力を多くの消費者に訴求するため、県内食産業関連事業者等が対面販売できる販売会を実施すること。

なお、販売会の企画・運営に係る全ての事務及び会場使用・設営等に係る諸経費は全て委託費に含むものとする。業務の内容は次のとおり。

(1) 販売会の概要

項目	内容
コンセプト	県内外の人流の多い仙台駅において、出張や観光客には「買って帰りたい、広めたい」、県民の方には「新しい宮城県産品と出会えた、宮城県の魅力を再発見した」と感じていただけるよう、まだ広く知られていない個性ある食産業関連小規模事業者等やその商品の魅力を発信し、認知度の向上を図る。
販売会名称及びキャッチフレーズ	コンセプトを踏まえ、「販売会名称」及び「キャッチフレーズ」を提案すること。
開催日程	①令和7年10月17日（金）～19日（日）＜3日間＞ ②令和8年2月15日（日）～17日（火）＜3日間＞ 販売時間は、各日午前10時から午後8時まで（最終日は午後7時まで）

開催場所	① J R 仙台駅 2 階東西自由通路（2 区画） ② J R 仙台駅 2 階中央改札前コンコース（片側 1 区画） ※ 上記開催日程・場所で実施予定
出店者 出店者数（予定）	県内の食産業関連事業者及び団体等 16 事業者・団体程度×2回 計32 事業者・団体程度（延べ数）
販売商品	宮城県産品（農林水産物、加工食品、酒等）
その他	受注者が、出店者から販売手数料や参加料等の費用を徴することは認めない（開催場所の管理者が徴する販売手数料を除く）。

(2) 出店者募集及び選定

イ 出店者募集開始（令和7年6月下旬から7月上旬頃予定）の1週間前までに、出店募集チラシ及び申込書を作成の上、販売会2回開催分の出店者を募集し、出店申込の受付及び取りまとめを行うこと。

なお、出店募集チラシ及び申込書については、発注者と協議の上、作成すること。

ロ 出店者の募集方法については、受注者が提案することとし、出店者の選定方法の詳細については、発注者と協議の上、決定すること。

ハ 出店者及び商品リストを作成し、各販売会開催の3週間前までに、発注者へ提出すること。

ニ 出店者及び商品リストの作成に当たっては、本業務の目的を踏まえ、出店募集による申込みのほか、発注者が指定した事業者を含むこともある。また、受注者が指定した事業者についても、リストに含むことを妨げないものとする。

(3) 販売ブースの運営、装飾及び設置

イ 運営

(イ) 開催場所の管理者や出店者等と必要な調整を行い、円滑なイベント運営を実施すること。

(ロ) 発注者や開催場所の管理者、出店者等との事前・事後も含めた連絡調整、販売ブースの運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

(ハ) 受注者は、出店者と調整の上、販売ブースの円滑な運営に向け、適切な人数の販売員を配置すること。

なお、出店者が別途販売員を配置する場合、その販売員の人件費や旅費については、委託費に含まない。

ロ 装飾及び設置

(イ) 本業務の目的及びコンセプトを踏まえ、宮城県の食や県産品の魅力をアピールする装飾デザイン及びレイアウトを提案すること。

なお、必要な什器や備品等については、開催場所の管理者及び出店者と協議し、手配及び配置すること。

各販売会開催の2週間前までに、会場装飾等の制作物を発注者へ電子データにて納品すること。

- (ロ) 冷蔵・冷凍ケース（外形寸法 W1,800mm×D900mm×H1,180mm を目安とする）は、販売会1回当たり8台までの利用とし、販売される宮城県産品の温度帯等に応じ、必要な数の冷蔵・冷凍ケースを設置すること。

(4) 夜間早朝警備

開催場所の管理者と調整の上、販売時間外等における会場等の警備を手配すること。

なお、警備時間（予定）は次のとおり。また、最終日の警備は①・②ともに不要。

① JR仙台駅2階東西自由通路（2区画）	
事前設営日	令和7年10月16日（木）午後10時から10月17日（金）午前10時まで
開催中	各日午後8時（販売終了時間）から午前10時（翌日の販売開始時間）まで

② JR仙台駅2階中央改札前コンコース（片側1区画）	
事前設営日	令和8年2月14日（土）午後10時から2月15日（日）午前10時まで （2月15日午前0時30分から午前3時30分までは警備不要）
開催中	各日午後8時（販売終了時間）から午前10時（翌日の販売開始時間）まで （各日午前0時30分から午前3時30分までは警備不要）

(5) 商品購入者アンケート及びプレゼントキャンペーン

イ 商品購入者に対して、商品を購入した理由や商品の課題点等、出店者の今後の販売戦略や商品の改善等につながるような意見・感想を聞き取るためのアンケートを実施すること。また、実施結果は取りまとめの上、各販売会開催の3週間後までに、電子メールにより発注者に報告するとともに、出店者に対しても、フィードバックを実施すること。

ロ アンケート項目及び実施方法について、効果的な手法を提案すること。

なお、実際のアンケート項目の調整は受注者が行い、発注者と協議の上、決定すること。

ハ アンケートについて、回答数を増やすことを目的とした、商品購入者を対象としたプレゼントキャンペーンを販売会開催ごとに実施する手法を提案すること。

ニ プレゼントキャンペーン当選者に進呈するプレゼント品は、原則、販売会に出品された商品とし、発注者との協議の上で決定し、受注者が購入すること。プレゼント品購入先との調整は受注者が行い、購入に要する経費は、受注者が委託費から支払うこと。プレゼントキャンペーン当選者1人当たりの商品単価は3,000円程度とし、発送費は別途委託費に含むものとする。

プレゼントキャンペーン1回につき当選者10人分を手配することを想定する。ただし、発注者と受注者の協議により、商品単価を勘案して当選者数を調整できるものとする。

ホ 商品購入者アンケートの回答者の中から、抽選により当選者を選定する手法を提案するこ

と。選定した当選者に対して当選連絡を行い、プレゼント品の送付先情報を収集すること。
 ヘ ホで収集した送付先宛てにプレゼント品を発送すること。プレゼントの発送は、受注者を
 経由せずに、プレゼント品購入先から直接当選者に送付することを認めるが、発送に係るプ
 レゼント品購入先との調整は受注者が行うこと。

(6) 広報宣伝

- イ 販売会の開催について、メディア訪問、SNSの活用等様々な方法で周知を行い、効果的
 な情報の拡散と販売会への誘客を図ること。広報宣伝に係る媒体及び時期等は提案すること。
- ロ 販売会来場者に対し、販売会出店者等を紹介する広報を実施すること。
- ハ 販売会のポスターやチラシ、POP等を作成し、集客に効果的な場所や販売会会場等で配
 架すること。

(7) 出店者アンケート

- イ 各出店者に対してアンケートを実施すること。アンケートの項目は、販売会での販売状況
 や今後の要望等についての情報・意見等を収集できるものとし、実施結果は取りまとめの上、
 各販売会開催の3週間後までに、電子メールにより発注者に報告すること。
- ロ アンケート項目の調整は受注者が行い、発注者と協議の上、決定すること。

(8) 業務実績報告

業務完了後は速やかに業務完了報告書を指定様式で郵送により発注者に提出すること。
 加えて、委託期間を通じた業務実施結果及び業務運営を通じて見出された、今後の販売会
 事業の課題等をまとめた実績報告書を作成し、郵送及びPDF形式で電子メールにより発
 注者に提出すること。

5 成果物

(1) 提出物

提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
出店募集チラシ及び申 込書	任意様式・電子データ	電子メール	出店者募集開始1週間前
出店者及び商品リスト	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催3週間前
会場装飾等の制作物	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催2週間前
商品購入者アンケート 結果	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催3週間後
出店者アンケート結果	任意様式・電子データ	電子メール	各販売会開催3週間後
業務完了報告書	指定様式・紙媒体1部	郵送	令和8年3月16日
実績報告書	任意様式A4判・紙媒体 3部及び電子データ	郵送及び電子 メール	令和8年3月16日

(2) 提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1
電子メール：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

6 留意事項

- (1) 本業務の実施体制について、再委託の有無を含めて企画提案書に記載すること。再委託する場合は、再委託先の名称、住所、再委託理由、再委託予定金額、業務の役割分担及び業務の履行能力等についても企画提案書に記載すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (3) 成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (4) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (7) 本仕様書に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明記のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。